

議案第101号関連資料
明石市下水道条例及び
明石市水道条例の一部改正（案）について

1 改正理由

地方自治法の一部改正により、現行の指定代理納付者制度が廃止となり、新たに、指定納付受託者制度が導入されることから、所要の整備を図るため下水道条例及び水道条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正概要

(1) 新たな指定納付受託者制度

指定納付受託者制度を導入することで、現行の口座振替、コンビニ収納及びクレジットカード決済に加えて、新たにスマートフォン決済が可能となります。また、法改正により、指定納付受託者に対する調査権及び強制徴収権が地方公共団体に付与されます。

(2) 改正する条例

① 明石市下水道条例第15条第1項関係（使用料の徴収方法）

② 明石市水道条例第28条第1項関係（料金の徴収方法）

（現行） 地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法

（改正） 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法

(3) 施行期日

2022年(令和4年)1月4日

(4) 経過措置

指定代理納付者の旧法の規定適用の経過措置

令和4年1月4日から令和5年3月31日までの間。

なお、上記期間内に指定納付受託者の指定を受けたときは、その効力を失います。

3 改正予定のその他関係法令

① 明石市公営企業管理者委任規則第10号

② 明石市水道条例施行規程第16条

③ 明石市水道事業会計規程第7条、第25条、第26条

④ 明石市下水道事業の財務に関する規則第9条、第25条、第26条

4 スマートフォン決済の導入

スマートフォン決済については、本市においても既に税・国民健康保険料等において導入済みであることから、市民の利便性向上のため、来年度をめぐりに、スマートフォン決済の導入に必要なシステム改修が完了しだい実施を予定したいと考えています。

＜水道料金収納方法別の1件当たりの手数料・件数＞

	1件あたりの 手数料等(税込)	H23年度	H24年度	H30年度	R元年度	R2年度
口座振替	振替手数料 11円	626,142件	617,154件	593,568件	587,472件	582,756件
		78.1%	76.3%	69.3%	67.9%	67.0%
納入通知書 (コンビニ等)	納付手数料 59円 郵送料 63円 合計 122円	165,750件	169,302件	184,530件	187,116件	182,466件
		20.6%	20.9%	21.6%	21.7%	21.0%
クレジット 決済	決済手数料 1.1% 処理手数料 11円 1件あたり 約100円	10,356件	21,930件	78,222件	90,108件	103,980件
		1.3%	2.8%	9.1%	10.4%	12.0%

※ 平成23年度にクレジット決済導入

※ 令和2年度のクレジット決済で、指定代理納付者に支払った手数料：9,599千円

スマートフォン 決済	納付手数料 59円 郵送料 63円 合計 122円	スマートフォン決済等を導入した場合、決済利用件数が、クレジット決済と同様に、口座振替から毎年約1%が移行すると考えられます。
---------------	---------------------------------	--

＜新たな決済方法導入で想定されるメリット・デメリット＞

(例：スマートフォン決済を導入した場合)

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・支払方法（選択肢）の拡充による市民サービスの向上 ・自宅での決済等の利便性の向上 ・ポイントを利用した支払いが可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・定例費用（月額基本料＋決済手数料＋郵送料）の増加 毎年約65万円の増加見込